

山 青 森 県 報

第二千六百六十一号

平成十五年四月十六日(水曜日)

目 次

包括外部監査契約の締結.....	(総務学事課).....	一
鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指 定の一部改正.....	(自然保護課).....	二
保安林の指定予定.....	(林政課).....	三
右 同.....	(同).....	三
右 同.....	(同).....	三
海岸保全区域の指定の全部改正.....	(漁港漁場 整備課).....	四
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出.....	(経理課).....	五
公告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....	(文化・スポ ーツ振興課).....	五
肥料の検査結果の概要の公表.....	(構造政策課).....	五
開発行為に関する工事の完了.....	(建築住宅課).....	六
出先機関		
土地改良区の役員の就任.....	(農林水地 事務所).....	七
右 同.....	(農林水地 事務所).....	七

公安委員会

青森県警備業法施行規則.....

(生活安全
企画課).....

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等.....

(事務局).....

告

示

青森県告示第二百八十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により平成十五年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木村 守 男

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十五年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

小原 隆平

八戸市根城七丁目六の一六

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第百八十三号

平成十二年四月一日青森県告示第百八十九号（鳥獣の保護繁殖上一般に支障がないと認められる行為の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

前文中「鳥獣保護及び狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号。以下「法」といふ。）第八条ノ八第五項ただし書を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第七項ただし書」に、「保護繁殖上一般に」を「保護に」に、「指定する」を「定める」に改め、第二号中「立木竹」を「木竹」に改め、第三号中「自然立木」を「自然木」に改め、第四号中「法第八条ノ八第五項に規定する政令で定める」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）第一条各号に掲げる」に改め、同号イ中「立木竹」を「木竹」に、「法第八条ノ八第五項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第七項」に改め、同号へ中「法令の海上における」を「海上における法令の」に改める。

青森県告示第百八十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字大川原字山蛾虫一の九〇（次の図に示す部分に限る。）、一の二七、

一の二八、一の九二、字猿賀平一の六四、一の七四、一の七五、一の八四、字菟釜一の三、字下川沢一六の二、字尻高沢三〇、南津軽郡平賀町大字小国字浅瀬石山一の八六から一の九〇まで、大鱧町大字唐牛字杉ノ木六五の一〇、大字早瀬野字西虹貝山一の三〇から一の三三まで、一の三八、一の二〇四、一の二〇七、一の二〇八、字扇沢一六、二六の一、四三

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

黒石市大字大川原字山蛾虫一の九〇、一の二七、一の二八、一の九二、字猿賀平一の六四、一の七四、一の七五、一の八四、字菟釜一の三、字下川沢一六の二、字尻高沢三〇、南津軽郡平賀町大字小国字浅瀬石山一の八六から一の九〇まで、大鱧町大字唐牛字杉ノ木六五の一〇（次の図に示す部分に限る。）、大字早瀬野字西虹貝山一の三〇から一の三三まで、一の二〇四、一の二〇七（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、一の三八、一の二〇八、字扇沢四三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字南中野字黒森下一〇〇の二、字館ヶ沢一の二五四、南津軽郡平賀町大字葛川字葛川出口八の二

保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに黒石市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一(一) 保安林予定森林の所在場所

三沢市大字大落瀬字古間木三三八の一五から三三八の一七まで、三三八の六五

(二) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

上北郡七戸町字館野三二の一、三二の五八（次の図に示す部分に限る。）、六戸町大字大落瀬字木越九一の四（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課並びに三沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百八十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南郷村大字島守字大三代二の三

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大三代二の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び南郷村役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第二百八十七号

昭和三十九年九月十七日青森県告示第八百四十六号(海岸保全区域の指定)の全部を次のように改正する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木村守男

沿岸名	漁港名	地区名	地区先	区	域
下北八戸沿岸	下風呂漁港	下風呂		指定場所 下北郡風間浦村大字下風呂地内及び地先指定区域 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、補助点九、八、七、六、五、四、三、二、一及び基点一を順次直線で結んだ線に囲まれた区域 基点一三、一二、一一、補助点一〇、一 一を順次直線で結んだ線及び基点一三から漁港区域の東側円弧に沿い補助点一一に至る線に囲まれた区域 基点及び補助点の表示	
				基点一 小川尻沢小川尻橋左岸下流の親柱から三〇九度三七〇メートル 一号表示杭	
				基点二 基点一から一三六度一〇〇メートル 一号表示杭	
				基点三 基点二から九九度一五〇メートル 三号表示杭	
				基点四 基点三から一三七度六〇メートル 四号表示杭	
				基点五 基点四から一七七度七〇メートル 五号表示杭	
				基点六 基点五から一二七度一六〇メートル	

基点七	ト	基点六から一五五度一五〇メートル	六号表示杭
基点八	ト	基点七から一二九度五〇メートル	七号表示杭
基点九	ル	基点八から一一五度二〇メートル	八号表示杭
基点一〇	ト	下風呂港北防波堤灯台(北緯四一度二八分五秒、東経一四一度五分五〇秒)から一六一度三八六メートル	九号表示杭
基点一一	ト	基点一〇から九五度八六メートル	一〇号表示杭
基点一二	ト	基点一一から九四度一〇〇メートル	一一号表示杭
基点一三	ト	基点一二から一二四度一一九メートル	一二号表示杭
補助点一	ル	基点一から四〇度六〇メートル	一三号表示杭
補助点二	ル	基点二から三八度六〇メートル	
補助点三	ル	基点三から二九度六〇メートル	
補助点四	ル	基点四から六二度六〇メートル	
補助点五	ル	基点五から六〇度六〇メートル	
補助点六	ル	基点六から五四度六〇メートル	
補助点七	ル	基点七から四九度六〇メートル	
補助点八	ル	基点八から四二度六〇メートル	
補助点九	ル	基点九から三六度六〇メートル	

補助点一〇	基点一〇から二八度二四五メートル
補助点一一	基点一三から二八度二一七メートル

青森県告示第二百八十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年四月四日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があつた。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び名称
八戸市大字長苗代字狐田一四の八
第一ブローラー株式会社

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さくら苑
- 三 代表者の氏名
笹村 まき子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字青山五丁目二〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は、要介護者に対し必要な介護支援をグループホームを通して行い、要介護者の尊厳を重んじ、要介護者には安らぎを、要介護者の親族には安心していただけるように、肌理細やかなサービスを提供いたし、介護従事者についても社会福祉に対する意識を向上させ、地域の各種団体と連携、協力して地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 普通肥料

備考	検査の概要			肥料の名称	保証票添付者	肥料の種類等	
	その他の検査	保証票の検査	検査分析				
			指摘事項				項目
				新ぼかし肥料一号	木造町農業協同組合	指定配合肥料	
				主成分 TN、AN、TP、SP、WP、TK、WK			

備 考	検 査 の 結 果									届 出 名	生 産 届 出 業 者	特 殊 肥 料 の 指 定 名
	その他の検査	水分 (%)	C/N	T C a (%)	T Z n (mg/kg)	T C u (mg/kg)	T K (%)	T P (%)	T N (%)			
		四九・七	四三・一				〇・六八	〇・四八	〇・四四	粗穀活性堆肥	合 木造町農業協同組	たい肥
		一三・六	六・二		二四九		二・一一	八・三二	三・二九	ボカシ堆肥	合 常盤村農業協同組	
乾物当たり		六〇・二	一六・五		六九		一・〇七	四・三八	一・五八	トキワ有機一号	同組合 常盤村養鶏農業協	

二 特殊肥料

可溶性りん酸、W P 水溶性りん酸、T K 加里全量、W K 水溶性加里
 三 主成分の略号は次のとおりである。
 T N 窒素全量、A N アンモニア性窒素、T P りん酸全量、S P

備考 一 分析検査及びその他の検査欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表しうるように必要袋数(ばらの場合には必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は次のとおりである。
 T N 窒素全量、T P りん酸全量、T K 加里全量、T C u 銅全量、T Z n 亜鉛全量、T C a 石灰全量、C/N 炭素窒素比、水分 水分含有量

二 特殊肥料の分析値は、原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

発行行為に関する工事の完了

次のとおり発行行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月十六日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
南津軽郡田舎館村大字高樋字深山八〇の一、八〇の六及び八の一	青森市卸町二の一七 株式会社サークルケイ・ノースジャパ
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の九四及び一の九五	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の三五 株式会社むつ小川原八ヒタット
中津軽郡岩木町大字一町田字浅井四七一の三及び四七一の七	中津軽郡岩木町大字高屋字安田一七二の四 稲部克紀
南津軽郡浪岡町大字杉沢字山元四五四の二三八及び四五四の六四二	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一五一 医療法人西稜会
三戸郡五戸町字苗代沢三の六三八	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平一の四〇四 種市博志
南津軽郡浪岡町大字徳才子字山本一〇五の一、一〇五の六六、一〇五の六七、一〇五の九一、一〇五の九二、一〇五の九三、一〇五の九四、一〇五の九五、一〇五の九六、一〇五の九七、一〇五の九八、一〇五の九九、一〇五の一〇〇、一〇五の一〇一、一〇五の一〇二、一〇五の一〇三、一〇五の一〇四、一〇五の一〇五、一〇五の一〇六、一〇五の一〇七、一〇五の一〇八、一〇五の一〇九、一〇五の一〇一〇、一〇五の一〇一一、一〇五の一〇一二、一〇五の一〇一三、一〇五の一〇一四、一〇五の一〇一五、一〇五の一〇一六、一〇五の一〇一七、一〇五の一〇一八、一〇五の一〇一九、一〇五の一〇二〇、一〇五の一〇二一、一〇五の一〇二二、一〇五の一〇二三、一〇五の一〇二四、一〇五の一〇二五、一〇五の一〇二六、一〇五の一〇二七、一〇五の一〇二八、一〇五の一〇二九、一〇五の一〇三〇、一〇五の一〇三一、一〇五の一〇三二、一〇五の一〇三三、一〇五の一〇三四、一〇五の一〇三五、一〇五の一〇三六、一〇五の一〇三七、一〇五の一〇三八、一〇五の一〇三九、一〇五の一〇四〇、一〇五の一〇四一、一〇五の一〇四二、一〇五の一〇四三、一〇五の一〇四四、一〇五の一〇四五、一〇五の一〇四六、一〇五の一〇四七、一〇五の一〇四八、一〇五の一〇四九、一〇五の一〇五〇、一〇五の一〇五一、一〇五の一〇五二、一〇五の一〇五三、一〇五の一〇五四、一〇五の一〇五五、一〇五の一〇五六、一〇五の一〇五七、一〇五の一〇五八、一〇五の一〇五九、一〇五の一〇六〇、一〇五の一〇六一、一〇五の一〇六二、一〇五の一〇六三、一〇五の一〇六四、一〇五の一〇六五、一〇五の一〇六六、一〇五の一〇六七、一〇五の一〇六八、一〇五の一〇六九、一〇五の一〇七〇、一〇五の一〇七一、一〇五の一〇七二、一〇五の一〇七三、一〇五の一〇七四、一〇五の一〇七五、一〇五の一〇七六、一〇五の一〇七七、一〇五の一〇七八、一〇五の一〇七九、一〇五の一〇八〇、一〇五の一〇八一、一〇五の一〇八二、一〇五の一〇八三、一〇五の一〇八四、一〇五の一〇八五、一〇五の一〇八六、一〇五の一〇八七、一〇五の一〇八八、一〇五の一〇八九、一〇五の一〇九〇、一〇五の一〇九一、一〇五の一〇九二、一〇五の一〇九三、一〇五の一〇九四、一〇五の一〇九五、一〇五の一〇九六、一〇五の一〇九七、一〇五の一〇九八、一〇五の一〇九九、一〇五の一〇一〇〇	浪岡町土地開発公社

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月十六日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事 神 功		三 南津軽郡藤崎町大字中野目字早稲田東五	平成一五・三・二五

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、稲生川土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月十六日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	下田 利明	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百五九の二	平成一五・四・一

公 安 委 員 会

青森県警備業法施行規則をここに公布する。

平成十五年四月十六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

青森県公安委員会規則第六号

青森県警備業法施行規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第十条第一項の規定に基づく警備業者及び警備員が携帯する護身用具の制限等、法第十一条の七の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等及び法第十六条の二の規定に基づく医師の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(携帯を禁止する護身用具)

第二条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、次に掲げるものを護身用具として携帯してはならない。

一 金属製の楯

二 鉄棒その他人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの。ただし、警戒棒（長さ六十センチメートル以下、直径三センチメートル以下及び重さ三百二十グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、警戒杖（長さ九十センチメートル超百三十センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径二・八センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先端部分の直径二・八センチメートル以下及び厚さ〇・二センチメートル以下の二段式若しくは三段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属性の楯（縦五十センチメートル以下、横三十センチメートル以下及び厚さ一・八センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺五十センチメートル及び短辺三十センチメートルの長方形の内部におさまるものであって、厚さ一・八センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。

(護身用具の携帯の制限)

第三条 警備業者及び警備員は、部隊を編成するなど集団の力を用いて警備業務を行う場合においては、警戒棒及び警戒杖を携帯してはならない。ただし、競輪場等の公営競技場において警備業務を行う場合において警戒棒を携帯するときは、この限

りでない。

(警戒杖の携帯の制限)

第四条 警備業者及び警備員は、前条に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖を携帯してはならない。

一 法第二条第五項に規定する機械警備業務（指令業務を除く。）

二 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第一条第一項に規定する常駐警備業務（警察官が現に警戒を行っている施設のうち次に掲げるものにおいて行われるものに限る。）

イ 空港

ロ 原子力発電所その他の原子力関係施設

ハ 大使館、領事館その他の外交関係施設

ニ 国会関係施設及び政府関係施設

ホ 石油備蓄基地その他の石油関係施設、火力発電所その他の電力関係施設、ガス製造所その他のガス関係施設、浄水場その他の水道関係施設、鉄道、航空その他の交通の安全の確保のための業務が行われている施設その他これらの施設に準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に多数の者の生活に著しい支障が生じるおそれのあるもの

ヘ 火薬、毒物又は劇物の製造又は貯蔵に係る施設その他これに準ずる施設であつて、当該施設に対してテロ行為が行われた場合に当該施設内又は当該施設の周辺の人の生命又は身体に著しい危険が生じるおそれのあるもの

三 検定規則第一条第一項に規定する核燃料物質等運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務

(非金属性の楯の携帯の制限)

第五条 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属性の楯を携帯してはならない。

一 前条各号に掲げる警備業務

二 前号に掲げるもののほか、検定規則第一条第一項に規定する常駐警備業務（深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるものに限る。）

(即応体制の整備の基準)

第六条 法第十一条の七の規定による警備員、待機所及び車両その他の装備の配置基準は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合に、その受信の時から二十五分以内に当該現場に警備員を到着させることができるものである

こととする。ただし、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が次の各号のいずれにも該当するものと認めたと警備業務対象施設については、この限りでない。

一 付近に待機所を配置することが通常期待できないへき地等の地域にあること。

二 当該施設の管理者又はその委託を受けた者が当該施設内又はその近隣に居住し、かつ、その者に連絡して事実の確認その他の必要な措置を講ずることができる体制が整備されていること。

(努力義務)

第七条 機械警備業者は、基地局において盗難等の事故の発生に関する情報を受信した場合における警備員を当該現場に到着させるのに要する時間を短縮し、及び当該現場における警備員による事実の確認その他の措置が効果的に講じられるようにするため、配置する警備員、待機所及び車両その他の装備を充実するように努めなければならない。

(指定医の指定)

第八条 法第十六条の二の規定による診断を行う医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 公安委員会は、前項の医師を指定したときは、公示するものとする。

(警察本部長への委任)

第九条 この規則の施行に必要事項は、青森県警察本部長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 警備業者等が携帯する護身用具の制限等に関する規則（昭和四十七年十一月青森県公安委員会規則第九号）及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和五十八年一月青森県公安委員会規則第一号）は、廃止する。

労働委員会

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会

規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十五年四月十六日

青森県地方労働委員会会長 高 橋 牧 夫

氏名	生年月日	住 所	職 業
高橋 牧夫	昭和 八・〇・三	八戸市根城六丁目一 七の一九	青森県地方労働委員会委員 弁護士
石田 恒久	昭和 二四・四・二	青森市長島二丁目二 三の一	青森県地方労働委員会委員 弁護士
成田 宏子	昭和 二・三・三	青森市浪打二丁目三 の四	青森県地方労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校 事務長
赤城 国臣	昭和 二〇・八・二四	弘前市大字学園町一 の公宿三二の四の二	青森県地方労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
今 喜典	昭和 二四・一・三	青森市緑二丁目一七 の四	青森県地方労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
佐々木範夫	昭和 二〇・二・五	青森市富田五丁目三 の一の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長
栗本 章吉	昭和 二四・二・一八	八戸市旭ヶ丘五丁目 一の一三五	青森県地方労働委員会委員 日本鉄鋼産業労働組合連合会青 森県本部委員長
外崎 祐一	昭和 三・九・一六	弘前市大字取上二丁 目一三の一三	青森県地方労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青 森県支部執行委員長
一戸富美雄	昭和 三・七・一〇	青森市桜川九丁目八 の二五	青森県地方労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委 員長
上野パティ	昭和 三・二・六	八戸市下長五丁目三 の二七の二の四八	青森県地方労働委員会委員 ゼンセン同盟オールサンデーユ ニオン副書記長
竹田 良三	昭和 八・二・三	弘前市大字下白銀町 一五の四一	青森県地方労働委員会委員 (社)青森県経営者協会弘前支部専 務理事

村田 剛一	昭和 二〇・八・三	八戸市旭ヶ丘二丁目 二の二六	青森県地方労働委員会委員 (株)八興取締役会長
笹森 悦郎	昭和 二・九・九	青森市沖館五丁目六 の一八	青森県地方労働委員会委員 ジャパンツアーステム(株)監査 役
扇田 實	昭和 九・八・六	青森市幸畑二丁目五 の一	青森県地方労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事
北村真夕美	昭和 三・一〇・二	青森市長島三丁目二 の四	青森県地方労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社 長
蝦名 武	昭和 二〇・一〇・五	青森市花園二丁目一 の一〇	青森県地方労働委員会事務局長
野呂 昌男	昭和 二〇・三・七	青森市松森二丁目二 の五	青森県地方労働委員会事務局次 長
牛田日出男	昭和 三・七・八	青森市中央二丁目二 の三	青森県地方労働委員会事務局総 括副参事

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭